

保護者の皆さま

横浜女学院中学校
校長 平間 宏一

私立学校等就学奨励費について

残暑の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、横浜市では、市内に在住で、市内の私立中学校に在学中の経済的支援が必要な家庭に対し「私立学校等就学奨励費」を設け、援助金を支給する制度を実施しています。

つきましては、この奨励費の申請について、次のとおり受け付けをいたします。

詳細は別紙「私立学校等就学奨励費のお知らせ」をご参照ください。

なお、この制度についてのお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。

1. 申請受付について

提出書類 ①「平成30年度私立学校等就学奨励費申請書」
②「該当理由を証明する書類」

(ただし、別紙プリントの【条件】に該当し、横浜市教育委員会が行う所得等の確認に同意される場合は省略できます。なお、非課税の年金を受給している方は証明書が別途必要です。詳細は「私立学校等就学奨励費のお知らせ」をご覧ください。)

受付期間 9月3日(月)～9月14日(金) (郵送可)

受付日時 日曜・祝日を除く平日 8:30～16:30
土曜 8:30～13:00

提出先 横浜女学院事務室 ☎045(681)7767 担当：薄田・道林

2. 就学奨励費の概要

①奨励費の支給を受けられる所得基準額(下表の金額以内が対象となります。)

家族数	2人	3人	4人	5人	6人
総収入 (目安)	380万円	446万円	497万円	562万円	620万円
総所得	250万円	303万円	344万円	396万円	442万円

②奨励費の費目と支給額(年額)

区分	学用品費等	入学準備費	PTA会費	生徒会費	修学旅行費	宿泊を伴う 校外活動費	クラブ 活動費
1年	24,590円	47,400円	実費 (4,190円 限度)	実費 (5,450円 限度)	————	実費 (6,100円 限度)	実費 (29,600円 限度)
2年	26,820円	————			————		
3年		————			実費 (57,590円限度)		

なお、教育扶助受給者については、修学旅行費のみ支給対象となります。

下記の表に当てはまる世帯については、特別控除があります。
特別控除額を総所得から控除した額をその世帯の総所得金額としてください。

	控除対象世帯	特別控除額		控除対象世帯	特別控除額
①	二人以上所得を得ている者がいる世帯(共働き夫婦等)	35万円 (主たる所得者以外の所得者一人につき)	③	障害者のいる世帯	35万円 (障害者1人につき)
②	医療費控除の確定申告をしている世帯	自己負担額	④	母子・父子世帯等	35万円